

船舶事故調査報告書

令和7年3月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年7月27日 04時38分ごろ
発生場所	兵庫県高砂市荒井町南方沖 東播磨港伊保灯台から真方位191° 1.1海里付近 (概位 北緯34° 43.8′ 東経134° 45.6′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船第八ニッケル丸は、船首を北西方に向けて錨泊中、また、遊漁船RAYSは、南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年8月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液体化学薬品ばら積船 第八ニッケル丸、498トン 140991、太平海運株式会社、ニッケル・エンド・ライオンズ株式会社 B 遊漁船 RAYS、4.0トン HG3-43785（漁船登録番号）、個人所有 第202-7698号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長A、四級（航海） 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 2人（釣り客）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船首部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：05時07分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、粗トール油約800tを積載し、荷役待機の目的で、左舷錨3節を投入して白色全周灯や通路灯等を点灯するとともに黒色球形形象物を掲げて船首を北西方に向け、船橋を無人として錨泊していた。 船長Aは、自室で睡眠をとっていたところ、08時ごろ海上保安官からA船の左舷船首部の損傷について問合せがあり、同損傷を確認してB船と衝突していたことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的で兵庫県姫路市八木港を出航し、約15ノットの対地速力で手動操舵により南東進していた。 船長Bは、前路で錨泊しているA船を目視で認めたが、A船までまだ距離があったので、遊漁予定場所付近の風や潮の状況を確認しよう

	とスマートフォンを見ていたところ、ふと顔を上げた時に至近にA船を認めたがどうすることもできず、B船の船首部がA船の左舷船首部に衝突した。 船長Bは、釣り客の負傷状況及びB船の損傷状況を確認した後、A船の周囲を一周したがA船の乗組員が見当たらなかったため、帰航中に本事故の発生を118番通報し、帰港後に119番通報した。 釣り客2人は、救急車で病院に搬送され、打撲等とそれぞれ診断を受けた。 A船は、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第3条の5の規定に基づいて定められた航海当直基準（平成8年運輸省告示第704号）により、停泊中の当直基準として、適当な間隔をおいて船内を巡視するなどの当直を維持する必要があるが、船長Aは、気象及び海象が穏やかで視界が良好であったため当直を維持していなかった。
分析	A船は、白色全周灯や通路灯等を点灯するとともに黒色球形形象物を掲げて船首を北西方に向けて錨泊中、A船の左舷船首部にB船の船首部が衝突したものと考えられる。 船長Aは、気象及び海象が穏やかで視界が良好であったことから、適当な間隔をおいて船内を巡視などする当直を維持していなかったものと考えられる。 B船は、南東進中、船長Bが、前路で錨泊しているA船に接近するまでまだ距離があると思い、遊漁予定場所付近の風や潮の状況を確認しようとスマートフォンを見ていて船首方の見張りを行っていなかったことから、A船に接近していることに気付くのが遅れ、目前に迫ったA船を視認したがどうすることもできず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が船首を北西方に向けて錨泊中、B船が南東進中、船長Bが、スマートフォンを見ていて船首方の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、錨泊中の場合であっても、航海当直基準に従い当直を維持すること。 ・船長は、操船中、スマートフォンを見るなど操船以外のことに意識を集中することなく、他船との位置関係を継続的に把握できるよう、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。